

原子力研究所を国立とする場合

引. 2. 3. 大蔵省主計局

1. 国立とする場合官民一致協力する趣旨に沿わせと
云う事。

(イ) 真に官民一致協力するならば出資についても官民
折半とする態勢をとるべきである。

(ロ) なお実際の運用に於て民間の協力は公社
的なものならば受入可能であり、国立ならば
不可と云う事はあり得ず、指導者の方針如何に
かかろう。通産省の各試験研究機関も民間との
協調を行なっておりむしろ民間へのサービス機関
としての色彩の強いものもある。

(ハ) 原子力局の直接の指揮監督を受けると云う事は公社
であろうが、国立であろうが大差はないであろう。

又、予算決定乃至予算の執行上の問題

国民からの租税も原子力研究に無計画、無統制
且つ無制限に使用せしめようべしとの論ならばともかく、
然らざれば、財政法、会計法の規制に服すべき事は
云うまでもない。然も財政法、会計法の規制は
いづかしく研究所の活動を阻害する事はない。

(1) 人員の大枠を定員法で規制される事。

この研究所は引平度は要求通り200人の定員で
出発する事になっている。年度内に不測の事態が生じた
場合、直ちに増加する事は不可能というが、元来計画
的に人員を増加して行く事になっているから、むしろ
定員をうめる事に精一杯なのが実情であろう。

理論上の問題ならば、年度内において補正予算
の際に定員法を改める事も可能であり、ゆえに

心配であれば、定員法に特別の条文を入れる。
(例えば定員外として何人以内置ける事とあるか如き)
事も不能であろう。
予算の範囲内に於ては、定員外の労務者については
法制上、実際上何等制限がない。

(ロ) 給与について

民間の有能な人材を受入れる場合の特別な措置として調整手当を設け、減収とやらぬよう配慮すれば、実際上何らの支障はない筈である。民間から高給をもつ迎えた人とのバランス上一般の取員についても高くしなければならぬと云うのは全く不可解である。同じ年度の大学出であるからといって同じ給与を支給する事は却っておかしい。なお序列という実質の本俸をバランスのとれたものとすれば足りぬ。

(ハ) 国家公務員法、人事院規則の適用によって実際上困る事はないであろう。昇給、昇格も一般原則で困るとは思えない。

(ニ) 旅費に弾力性がなければ、海外出張、留学等について困るというのは、予算の計上の際、個々に充分検討して積算し、統制等について弾力的に行えばよい。民間人に旅費を本すべきか否かについては、公社であろうか、国立であろうか同じ問題である。

(ホ) 会計法予決令による支本手続が、よんさつであるというが具体的に原子力研究所が特に何が困るのか理解に苦しむ。公社的なものであっても支出の適正を期するためには、自ら支本手続を制定せざるを得ず、やはり同じ様な事になるであろう。

(ヘ) 民間からの寄附、施設の提供等を受ける事が、

予想されるのであれば、むしろ半官半民の性格を持つ
せるべきであろうが国立とした場合でも、寄附や
施設の提供を受けるとかである。

(政府が寄附を受けると禁止している法令はない。
だが現金の寄附を受けられる場合は払入を至由に予算
に受入れる事が必要であろう)

(1) あらかじめ予算の不足を予想し、又は予算と離れて
無計画に事業を行うのは、予算統制の意味がない。
然も公団による民間資金の借入を政府が
保証することにより実質的負担を右年度に延ぶ事は
不適当である。